（長さ、幅及び高さ）

第６条　自動車の測定に関し、保安基準第２条第１項の告示で定める方法は、次に掲げる状態の自動車を、第２項により測定するものとする。

一～三　（略）

四　車体外に取り付けられた後写鏡、後方等確認装置、保安基準第44条第６項の装置、周辺監視装置（自動車の周囲の状況の検知又は監視を行い、運転者に対し当該状況に係る情報の提供又は当該自動車の制御を行う装置をいう。以下同じ。）及びたわみ式アンテナについては、これらの装置を取りはずした状態。この場合において、車体外に取り付けられた後写鏡、後方等確認装置、保安基準第44条第６項の装置及び周辺監視装置は、当該装置に取り付けられた灯火器及び反射器を含むものとする。ただし、第５項に定める突出量を超えて突出している周辺監視装置にあっては、当該装置を取り付けた状態とする。

２・３　（略）

４　自動車の測定に関し、保安基準第２条第２項の告示で定める方法は、次に掲げる状態の自動車を測定するものとする。

一　（略）

二　後写鏡、後方等確認装置及び保安基準第44条第６項の装置にあっては、取り付けられた状態

三　（略）

５　（略）

（施錠装置等）

第14条　施錠装置の構造、施錠性能等に関し保安基準第11条の２第２項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一　（略）

二　二輪自動車等に備える施錠装置にあっては協定規則第62号の規則5. 及び6. に定める基準

三　（略）

２　（略）

（巻込防止装置）

第23条　巻込防止装置の強度、形状等に関し、保安基準第18条の２第１項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ当該各号に定める基準（側面保護装置（協定規則第73号に定める側面保護装置をいう。）について型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、当該各号に定める基準のいずれか）とする。

一　貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5ｔを超えるもの（セミトレーラを牽引する牽引自動車を除く。）　協定規則第73号の規則12. 2. 、12. 3. 、12. 4. 2. 、12. 10. 、12. 11. 及び12. 13. に定める基準又は同規則14. に定める基準

二　前号以外の自動車　堅ろうであり、かつ、板状その他歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを有効に防止することができる形状であること。この場合において、「板状その他歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを有効に防止することができる形状」とは、巻込防止装置の平面部の形状が、一体板物、すのこ状、網状、棒状（３本以上）又はこれに準ずる形状をいう。

２　（略）

（長さ、幅及び高さ）

第６条　自動車の測定に関し、保安基準第２条第１項の告示で定める方法は、次の各号に掲げる状態の自動車を、第２項により測定するものとする。

一～三　（略）

四　車体外に取り付けられた後写鏡、後方等確認装置、保安基準第44条第５項の装置、周辺監視装置（自動車の周囲の状況の検知又は監視を行い、運転者に対し当該状況に係る情報の提供又は当該自動車の制御を行う装置をいう。以下同じ。）及びたわみ式アンテナについては、これらの装置を取りはずした状態。この場合において、車体外に取り付けられた後写鏡、後方等確認装置、保安基準第44条第５項の装置及び周辺監視装置は、当該装置に取り付けられた灯火器及び反射器を含むものとする。ただし、第５項に定める突出量を超えて突出している周辺監視装置にあっては、当該装置を取り付けた状態とする。

２・３　（略）

４　自動車の測定に関し、保安基準第２条第２項の告示で定める方法は、次の各号に掲げる状態の自動車を測定するものとする。

一　（略）

二　後写鏡、後方等確認装置及び保安基準第44条第５項の装置にあっては、取り付けられた状態

三　（略）

５　（略）

（施錠装置等）

第14条　施錠装置の構造、施錠性能等に関し保安基準第11条の２第２項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一　（略）

二　二輪自動車等に備える施錠装置にあっては別添８「二輪自動車等の施錠装置の技術基準」に定める基準

三　（略）

２　（略）

（巻込防止装置）

第23条　巻込防止装置の強度、形状等に関し、保安基準第18条の２第１項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　堅ろうであること。この場合において、腐食等により取付けが確実でないものは、この基準に適合しないものとする。

二　板状その他歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを有効に防止することができる形状であること。この場合において、「板状その他歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを有効に防止することができる形状」とは、巻込防止装置の平面部の形状が、一体板物、すのこ状、網状、棒状（３本以上）又はこれに準ずる形状をいう。

２　（略）